

## 本学において感染者等が確認された場合の対応について

### 新型コロナウイルス感染症対策室

本学において感染者等が確認された場合の対応については、以下の通りとする。

#### 1. 感染が確認された教職員又は学生・児童生徒等

- 1) 当該学生・児童生徒等に対し、治癒するまでの間、学校保健安全法第19条の出席停止措置をとる。
- 2) 当該教職員に対し、治癒するまでの間、特別休暇の取扱いとする。
- 3) 治癒後、当該教職員又は学生・児童生徒等は、治癒したことを証明する医師の診断書等を保健管理センター長（附属4校園は学校医）に提出し、その許可に基づき出勤又は通学を再開する。
- 4) 当該教職員又は学生・児童生徒等に対し、地方自治体が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等のため協力を求める。

#### 2. 濃厚接触者に特定された教職員又は児童生徒等

- 1) 当該学生・児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条の出席停止措置をとる。
- 2) 当該教職員に対し、特別休暇の取扱いとする。
- 3) 上記1) 2) の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とする。

#### 3. 臨時休校措置基準

##### 1) 大学

(1) 大学内での感染が判明または大学内での感染の可能性が高い場合

- ① 学生又は教職員の大学内での感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路を確認する。
- ② これらの点を総合的に考慮し、感染者の受講している授業の休講、職員の職務室の閉鎖及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断する。
- ③ 休講、職務室の閉鎖及び臨時休校期間は、感染者が確認された日から保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数（1～3日）・範囲とする。休講期間中、新たな感染者が確認された場合にも前述のとおりとする。

(2) 感染経路が判明し、大学外で感染したことが明らかなる場合

- ① 感染経路が判明し、大学外で感染したことが明らかであって、他の学生や教職員に感染を広めている可能性が低い場合には、授業の休講や大学の臨時休業は実施しない。

(3) 緊急事態宣言下等での地域一斉休業の要請があった場合

- ① 大学施設の使用制限等の要請があった場合には、その内容に応じて学生が通学しない形で行われる遠隔授業等の活用や、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行う。

## 2) 附属学校園

### (1) 学校で感染者が発生した場合

- ① 児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施する。
- ② 校長は、感染した児童生徒等や、保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取るとする。
- ③ 感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、特別休暇の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。
- ④ 保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合には、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行う。
- ⑤ 学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とする。
- ⑥ 学級閉鎖及び臨時休校（園）期間は、感染者が確認された日から保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数（1～3日）・範囲とする。学級閉鎖期間中、新たな感染者が確認された場合にも前述のとおりとする。

### (2) 学校外での感染が明らかな場合

- ① 感染経路が判明し学校外での感染が明らかであっても、学校内での濃厚接触者が特定される場合あるいは不特定多数との接触があった場合には学校内で感染を広めている可能性があり、上記「(1) 学校で感染者が発生した場合」と同様の対応とする。
- ② 感染経路が全て判明し、学校関係者とは接点が少ない場合には、学校の臨時休業の必要はない。

### (3) 緊急事態宣言下等での地域一斉休業の要請があった場合

- ① 学校園施設の使用制限等の要請があった場合には、その内容に応じて幼児・児童・生徒が通学しない形で行われる遠隔授業等の活用や、学校保健安全法第20 条に基づく臨時休業を行う。

## 4. 学級閉鎖、休講、臨時休校時の配慮事項

### 1) 学修機会の確保

#### (1) 遠隔授業の実施

- ① 臨時休業を行う場合であっても、すべての業務を一律に休業とするのではなく、遠隔授業の活用や課題研究に関する出題等を通じて、感染拡大の防止と学修機会の確保の両立に努める。

#### (2) 補修授業や補講等について

- ① 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じる。
- ② 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮する。
- ③ 大学においては、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処する。

### 2) 多人数が出席する行事や集会の中止又は延期

学校園内で1人の感染が確認された場合、学級閉鎖及び休講期間中に予定される多人数が出席する行事は中止又は延期する。また、その他行事についても、感染の広がりや会場の状況等を踏まえ、開

催の必要性を検討する。

例. 入学式、学位記授与式、卒業（園）式、運動会、合唱会、全校集会、オリエンテーション公開講座など

3) 学級閉鎖又は臨時休校中における学生、児童生徒等の外出等について

- (1) 自宅においても咳エチケットや手洗い等、感染防止対策を行い、健康状態の確認（検温等）を行うよう指導する。
- (2) 不要不急の外出は避けること。規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントに参加しないこと、学生にはアルバイト等もできるだけ控えるよう指導する。
- (3) 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えるよう指導する。
- (4) 自宅で過ごす児童生徒及びその保護者と連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等の問題に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知するとともに、児童生徒の相談に応じ、養護教諭やスクールカウンセラー等による支援など、必要な支援を行い、児童生徒の心のケア等に配慮する。

## 5. その他

- 1) 所管保健所と連携を図り、以下の対応を行う
  - (1) 疫学調査の結果、必要な人への健康観察の実施等
  - (2) 感染者の導線の消毒実施
- 2) 当分の間、その旨を文部科学省（高等教育局 国立大学法人支援課 法規係）に報告する。（事務連絡 令和2年3月2日）

参考：用語の定義

国立感染症研究所 感染症疫学センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 2020.4.20 版

『濃厚接触者』…「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

### 【本対応作成及び改訂の経緯】

大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン（文科省 2020.6.5）及び学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～（文科省 2020.5.22）に基づき、本学が令和2年3月19日付けで公表した「本学において感染者等が確認された場合の対応について」を6月24日付けで改訂した。改訂前には、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による感染拡大を抑える戦略として「クラスター（集団）の早期発見・早期対応」を重視した。しかし、今回の改訂に当たっては、大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインによる「社会全体としての長期的な対応が必要となるために、大学は、その目的及び社会的な使命を果たすため、学内における感染及びその拡大のリスクを可能な限り提言した上で、持続的に教育研究活動に取り組む必要がある。」との

立場から次の3点を基本的な考え方とした。

- ①感染拡大の防止と学習機会の確保
- ②学生の立場に立った配慮、情報提供及び支援
- ③教職員の業務の在り方と体制の確保

以上を踏まえて、改訂前には大学及び附属学校において「2人以上」の感染者が確認された場合には、全学または全校を臨時休校としていたが、改訂後は「感染の事実や感染者の人数のみを根拠とするのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情を見ながら」判断することとした。

今回、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文科省 2020.08.06改定）の改訂に基づき、「本学において感染者等が確認された場合の対応について」を8月19日付けで再改訂した。改訂前は、「休講、職務室の閉鎖及び臨時休校期間は、感染者が確認された日から起算して14日間とする。休講期間中、新たな感染者が確認された場合、最後に感染者が確認された日から起算する。」としていたが、再改訂後は「休講、職務室の閉鎖及び臨時休校期間は、感染者が確認された日から保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数（1～3日）・範囲とする。休講期間中、新たな感染者が確認された場合にも前述のとおりとする。」と8月19日付けで改訂したものである。